

○通信指令準技能指導員運用要領の制定について

平成27年4月22日通指乙達第20号
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成16年12月27日付け務甲達第242号「石川県警察の技能指導員に関する要項の制定について（通達）」
- 対号2 平成26年6月13日付け通指乙達第1012号「通信指令準技能指導員運用要領の制定について（通達）」

初動警察刷新強化の更なる定着化に向け、対号により通信指令準技能指導員を指定し、通信指令技能向上施策を推進中であるが、このたび、別添のとおり通信指令準技能指導員運用要領を新たに定めたので効果的な運用に努められたい。

なお、対号2は廃止する。

別添（略）